## 能代市市民栄誉章顕彰要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ、芸術、文化及び学術等の分野において顕著な功績を 挙げ、市民に夢と希望を与えるとともに、能代市の名を全国に広めた者に対し、そ の栄誉をたたえ、もって市民の郷土意識の高揚に資することを目的に市民栄誉章を 授与し、これを顕彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象者)

- 第2条 能代市市民栄誉章の顕彰(以下「顕彰」という。)は、本市在住者又は出身 者のうち、次に掲げる者に対して行う。
  - (1) スポーツ分野において特に顕著な功績を挙げた者
  - (2) 芸術、文化及び学術研究分野において特に顕著な功績を挙げた者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(被顕彰者の選定)

- 第3条 被顕彰者の選定は、市長が行うものとする。
- 2 市長は、被顕彰者の選定にあたり、必要に応じて選定審査会(以下「審査会」という。)を設けて意見を聴くものとする。

(審査会)

- 第4条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 副市長
  - (2) 総務部長
  - (3) 企画部長
  - (4) 市民福祉部長
  - (5) 環境産業部長
  - (6) 環境産業部主幹
  - (7) 都市整備部長
  - (8) 二ツ井地域局長
  - (9) 会計管理者
  - (10) 議会事務局長
  - (11) 教育部長
  - (12) 総務部主幹(能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長)
- 2 審査会に審査長及び副審査長を置き、審査長には副市長、副審査長には総務部長 をもって充てる。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰は、随時行う。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、個人を対象に行うこととし、市長が市民栄誉章及び記念品を授与して行う。

(欠格事項)

第7条 被顕彰者が、刑事事件に関して、現に起訴され、又は刑に処せられた(刑の 消滅した者は除く。)とき、その他顕彰の趣旨に反すると認められるときは、顕彰 を行わない。

(その他)

第8条 この告示の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。